

政令第 号

失業保険審査官及び失業保険審査会規程

労働部は、失業保険法（昭和二十一年法律第四十六号）第四十六條の規定に  
基き、ここに失業保険審査官及び失業保険審査会規程を制定する。

第一章 失業保険審査官及びその行う審査

第一條 失業保険法（以下本法といふ。）第四十一條の失業保険審査官（以下  
審査官といふ。）は、労働大臣が二級の労働事務官の中から、これを

任命し、労働省職業安定局にこれを置く。

第二條 失業保険法（以下保険法といふ。）の支給に関する処分不服を  
有し、審査官に審査を請求する者（以下請求人といふ。）は、審査官  
又はその居住地を管轄する公共職業安定所の官吏に、書面又は口頭で、  
請求の手続をすることとなる。

第三條 書面による審査を請求するときは、請求人は、労働大臣の定める審査  
請求書に、左に掲げる事項を記載し、証拠書類があるときはこれを  
添附し、たゞ、捺印をしなければならない。

一 第四十六條の受給資格者（以下受給資格者といふ。）の氏名、住所及  
出生年月日

二 請求人が受給資格者以外の者であるときは、その氏名及び住所並びに  
受給資格者との関係

三 受給資格者へ居住費を管轄する公共職業安定所が

四 保険金の支給に關する処分への行われた公共職業安定所が

五 保険金の支給に關する処分の日をなす年月日

六 請求の趣旨

七 請求の理由

八 証状

九 請求の年月日

代理人が審査を請求する場合には、その資格を証明する書面を添付し、代理人が審査請求書に記名して印をおさなければならぬ。

代理人が審査請求書に記名して印をおさなければならぬ。  
口頭で審査を請求するときは、請求人は、前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項を陳述し、証状書類があるときは、これを提出しなければならぬ。

審査官又は公共職業安定所の官吏は、前項の陳述を聴いて聴取書を作成し、年月日を記載して、請求人に読み聞かせた上、請求人とともに、これに記名して印をおさなければならぬ。

代理人が審査を請求する場合には、その資格を証明する書面を提出して、代理人が聴取書に記名して印をおさなければならぬ。  
審査の請求があつた場合において、その事件が審査の請求をする

ことができないものや、又は審査の請求が適法の手続に違反したものであるときは、審査官は、その理由を附してこれを却下しなければならない。但し、審査の請求の方式に欠けたものがあるときは、審査官は、これを補正させ、特に輕微な事項については、これを補正しなければならない。

審査官は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査の請求に関する書類の字を作成して、これを保険金の支給に関する処分をした公共職業安定所の長、受給資格者の居住を管轄する公共職業安定所がこれと異なる場合は、居住を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならない。

審査官は、審査の請求を受けたときは、三十日以内に請求人の説明を聴いて審査をしなければならない。但し請求人が出頭することが困難な理由がある場合には、文書で審査をすることができぬ。

請求人は、補佐人を必要とするときは、補佐人一人とともに出頭して説明し、又はやむを得ない事故のため出頭することができないときは、審査官の承認を得て、その代理人を出頭させることができる。

第十八条 請求人又は利害関係人が証人尋問の申請をしたときは、審査官は、その証人に出頭を命じ、これを尋問しなければならぬ。

第十九条 関係官吏及び関係事業主は、審査官に対して、意見を述べ又は参考書類を提示することができ、

第二十條 審査官は、事件の一部が審査の決定をするに熟したときは、その部分について先づ決定することができ、

第二十一條 請求人が審査の決定前に死亡したときは、その承継人が審査の請求手續を受け継ぐものとする。

第二十二條 審査の決定は、文書によつてこれを行う。  
前項に規定する審査の決定書には、左に掲げる事項を記載して、

審査官がこれに記名して印をおさなければならぬ。

一 請求人、住所及び氏名並びに請求人が受給資格者と異なる場合は、受給資格者の住所及び氏名

二 代理人が審査を請求した場合には、その代理人の氏名

三 保険金の支給に関する処分が行われた公共職業安定所名

四 請求の趣旨及び理由の要旨

五 決定の主文

六 決定の理由

七 決定の年月日

第二十三條 審査官は、前條の規定による決定書の原本に基づいて、正本一通及び副本を作成し、これに記名して印をおし、正本は請求人に交付し、副本は保険金の支給に関する処分をした公共職業安定所の長、受給資格者

の居住地を管轄する公共職業安定所が、この小と異なる場合は居住地を管轄する公共職業安定所の長及び受給資格者を雇用した事業主に、送付しなればならない。

2 請求人に対して決定書を交付することができないときは、審査官は、請求人の<sup>（最後の）</sup>居住地を管轄する公共職業安定所の掲示場に、その決定書を掲示しなればならない。

3 前項の規定によつて掲示をしてから七日を経過したときは、決定書の交付があつたものとみなす。

第十四條 請求人は、審査官に対して、決定書のとう本の交付を請求することができない。

第十五條 法第四十四條第一項の規定に基く証拠調の費用は、請求人の居住地を管轄する公共職業安定所において、この小を支拂うものとする。

第十六條 法第四十一條第二項の規定による職権審査を行う場合は、審

査官は、利害関係人の説明を聴いて、速かに審査をしなればならない。

第十七條 法第九條、第十條及び第十二條（第二項）及び第十四條（除く。）から前條までの規定は、前項の職権審査にこの小を準用する。但し、「請求人」とあるのは、「保険金の支給を受けるべき者」と読み替へるものとする。

第十八條 この章に規定するものの外、審査官の審査に關して必要な事項は、勞働大臣が、この小を定める。

第二章 失業保険審査会及びその行ふ審査

中十八系 法中四十三系に規定する失業保険審査会（以下審査会と

いう。）は、労働大臣の所轄に属し、労働省にこれを選置く。

中十九系 審査会の委員は、九人とし、労働大臣が公選され、職に

ある者以外の者の中より、これを委嘱する。

労働大臣は、必要ある場合は、遅滞なく、一月を下らない期間

を定め、この期間内に被保険者を代表する者及び事業主を代表

する者につき、各々委嘱すべき委員の少くとも二倍の候補者を推薦

することをもとめ、これら労働組合及び事業主団体に対し求めるものと

する。但し、適当な労働組合若しくは事業主団体がないときは、又は

労働大臣の定めた期間内に推薦がないときは、労働大臣は、職権で

委員を委嘱することができる。

中二十系 審査会の委員の任期は、三年とし、一年ごとに被保険者を代

表する委員、事業主を代表する委員及び公益を代表する委員

各々一人を委嘱する。

中二十一系 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙

する。

中二十二系 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査会に

審査を請求するときは、審査会又は、請求人の居住地を管轄する公

中二十三系 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙

する。

中二十四系 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査会に

審査を請求するときは、審査会又は、請求人の居住地を管轄する公

中二十五系 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙

する。

中二十六系 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査会に

審査を請求するときは、審査会又は、請求人の居住地を管轄する公

中二十七系 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙

する。

中二十八系 審査官のした審査の決定に不服のある者が、審査会に

審査を請求するときは、審査会又は、請求人の居住地を管轄する公

中二十九系 会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙

する。

公共職業安定所の官吏は、書面又は口頭で、請求の手續をした行はらうない。

第二十三条 若者が審査を請求するときは、請求人は、労働大臣の定める審査請求書に、第三十一条各項各号に掲げる事項及び左に掲げる事項を記載し、証拠書類があるときは、これを添付した上、記名して印をおおつけなければならない。

- 一 審査を決定した審査官の氏名
- 二 審査官の決定書の交付を受けた年月日
- 三 第三十一条の規定は、代理人が審査の請求をする場合にこれを準用する。

第二十四条 口頭で審査を請求するときは、請求人は、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項各号に掲げる事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならない。

第二十五条 第三十一条の規定は、代理人が審査を請求する場合にこれを準用する。

第二十六条 審査会は、審査の請求を受けたときは、直ちに審査請求書の写又は審査請求の聴取書の写を作成して、これを審査の決定をした審査官、保険金の支給に關する処分をした公共職業安定所の長、労務資格者の居住及び管轄する公共職業安定所がこれと異なる場合は居住及び管轄する公共職業安定所、長及び受給資格者を雇用した事業主に送付しなければならない。

第二十七条 会長は、審査の請求があつたときは、速かに委員に對して適當な方法で通知をして審査会を招集しなければならない。

第二十八条 審査会は、被保険者を代表する委員、事業主を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ議事を開き議決することかできない。

第二十九条 審査会の議事は、出席委員（会長である委員を除く。）の過半数で、

水は流る。可否同数のときは、会長の決するものとす。

第二十七條 審査の決定は、文書を作成するときは水を行ふ。

前項に規定する審査の決定書には、第十三條第二項各号に掲げる事項及び審査の決定をした審査官の氏名を記載し、会長が記名して印を捺すべし。

第二十八條 審査会は、前條の規定による決定書の原本に基いて正本一通及び副本を作成し、審査会の印をおして、正本は審査長の請求人に交付し、副本は審査の決定をした審査官、保険金の支給に關する処分をした公共職業安定所の長、貸付資格者の居住地を管轄する公共職業安定所及び労働局長を雇用した事業主に送付し、水は流らぬ。

第二十九條 第十五條第一項、文八條から第十一條まで、第十三條及び第十四條並びに第十五條の規定は、審査会の審査に、これを附す。

附す。

第三十條 労働大臣は、委員に対し、審査に要した費用を支拂わしめ、水は流らぬ。

前項に規定する費用の中、旅費、日当、宿泊料については、一級の官費に、ついて定められた基準によるものとする。

第三十一條 審査官又は、会長の許可を受けて、審査会の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第三十二條 審査会の委員及び審査会の事務に従事する官吏又は、この職にありたる者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならぬ。

第三十三條 この章に規定するものの外、審査会の審査に關して、必要な事項は、労働大臣が、これを定める。

附則

オ三十四條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

オ三十五條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とし、残りの三分の一の者の任期は、これを三年とする。その委員はそれぞれ労働大臣がこれを指定する。

オ三十六條 失業手当審査官及び失業手当審査会規程（昭和三十三年政令オ百五十九号）の一部を次のように改正する。

オ一條中「都道府縣毎に」を「労働省職業安定局に」に改める。

オ六條オ二項及びオ二十四條オ一項オ三号を削る。

オ三十七條 失業保険委員会官制（昭和二十二年政令オ二百七十八号）の一部を次のように改正する。

オ一條オ二項中「労働者を代表する者又は事業主を代表する者を推

薦すること」とを、「労働者を代表する者又は事業主を代表する者につき、各々委嘱すべき委員の少くとも二倍の候補者を推薦すること」とに改める。

労働大臣

内閣総理大臣